

オープンカウンター説明書

項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 参加資格
4. 問い合わせ先
5. その他

| | |
|----|---------------|
| 別紙 | 期間委任状（様式1） |
| 別紙 | 都度委任状（様式2） |
| 別紙 | 契約書（案） |
| 別紙 | 仕様書 |
| 別紙 | 暴力団排除に関する誓約事項 |

東京管区気象台のオープンカウンター（令和3年1月14日付け）に基づくその他必要な事項については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、東京管区気象台オープンカウンター方式実施要領（https://www.jma-net.go.jp/tokyo/sub_index/annai/chotatsu/chotatsu.files/open.pdf）に定めるもののほか、このオープンカウンター説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 國次 雅司

2. 調達内容

- (1) 件名 勝浦特別地域気象観測所で使用する電気（低圧）
- (2) 調達内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 需要場所 仕様書のとおり
- (5) 見積合わせ方法

本件は、見積書の提出をオープンカウンター方式で行うものである。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方として決定するので、

- ア 見積者は、仕様書に記載する事項、作業の履行に要する一切の諸費用を含め契約金額を見積もるものとする。
- イ 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ウ 見積者は、仕様書、契約書（案）等を熟覧のうえ見積もらなければならない。
この場合において仕様書、契約書（案）等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3. 参加資格

- (1) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 問い合わせ先

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 証明書等（資格審査結果通知書）（写）等及び電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類（写）

(2) 見積書等の提出場所等の問い合わせ先は、次のとおり

ア 見積書提出場所及び本調達方法に関すること

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台 総務部 会計課 第二契約係 庄司

TEL 042-497-7189

イ 仕様書の内容に関すること

4. (2)アに同じ

- (3) 代表者が代理人を選任して見積書を提出する場合は委任状（様式1又は様式2）を提出すること。ただし、競争参加資格の有効期間内に既に期間委任状を提出済の場合は提出の必要

はない。

(4) 見積書の提出期限

令和3年1月21日（木）17時00分

(5) 見積合わせの日時及び場所

令和3年1月22日（金）17時00分 東京管区気象台会計課事務室（3階）

5. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約の相手方の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者とする。

(3) 契約書の作成

ア 見積合わせを行い、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(4) 支払条件

検査合格後、毎月払い

(5) 異議の申立

見積者は、見積書提出後、このオープンカウンター説明書、仕様書、契約書(案)等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 本調達は、令和3年度予算の成立を条件とする。

様式 3

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項（例）

1. 入札及び見積について

1. 契約締結について

1.

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 國次 雅司 殿

様式 4

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

印

私は上記の者を代理人と定め

「勝浦特別地域気象観測所で使用する電気（低圧）」に関する下記の権限を委任します。

委任事項（例）

1. 入札及び見積について

1. 契約締結について

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 國次 雅司 殿

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 東京管区気象台長 (以下「発注者」という。)
と、 (以下「受注者」という。)
とは、勝浦特別地域気象観測所で使用する電気（低圧）の需給について、次の条項により需給契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 受注者は別紙仕様書に基づき、勝浦特別地域気象観測所で使用する電気（低圧）を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は次のとおりとし、消費税額及び地方消費税額を含む。

(従量電灯)

| | |
|------------------|---------|
| 基本料金単価 | 円/kVA・月 |
| 電力量料金単価 | |
| 昼間時間 | |
| 最初の120kWhまで | 円/kWh |
| 120kWh超過300kWhまで | 円/kWh |
| 300kWh超過 | 円/kWh |
| 夜間時間 | 円/kWh |

(低圧電力)

| | |
|---------|--------|
| 基本料金単価 | 円/kW・月 |
| 電力量料金単価 | |
| 夏季以外 | 円/kWh |
| 夏季 | 円/kWh |

- 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上契約金額を改定することができる。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が特定規模需要に

対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、この契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務は全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第8条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

一 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値が、その1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を上回るとき。

二 契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき。

2 最大需要電力が500キロワット以上になる場合は、契約電力を発注者と受注者の協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は第1項によって定めることとする。

（計量及び検査）

第9条 計量は原則として毎月1日（以下「計量日」という。）に行うこととし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）による検査を受けるものとする。

2 前項に寄りがない場合は、発注者及び受注者の協議の上計量日を定めるものとする。

（料金の算定期間）

第10条 料金の算定期間は毎月の計量日から当月の計量日前日までの期間とする。

(料金の請求及び支払)

- 第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第4条第1項に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額(ただし、燃料費調整額を加えた額又は差引した額とする。)と契約電力に第4条第1項で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。)を合計した額に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた金額とする。)を1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。
- 2 前項に寄りがたい場合は、発注者及び受注者の協議の上支払期限日を定めるものとする。

(遅延利息)

- 第12条 発注者は自己の責に帰すべき理由により前条の約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、請求金額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額に対して年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに受注者に支払うものとし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。
- ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(機密の保持)

- 第13条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- なお、発注者及び受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。
- ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合はこの限りではない。

(解除)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 受注者が、天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
 - 二 受注者が正当な事由により解約を申出たとき。
 - 三 本契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
 - 四 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反又は、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第15条 天災その他不可抗力の原因又は前条第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第4条第1項に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計額から第4条第2項で定める消費税額及び地方消費税額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた金額とする。)を減じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定使用電力量に第4条第1項に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額(この契約締結後、この額に変更があった場合には、変更後の額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合

を含む。以下この条において同じ。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行なわれたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者に対して行なわれていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次項において同じ）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、契約額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
 - 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（協議）

第18条 本契約について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、受注者の約款によるほか発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（紛争の処理）

第19条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 東京都清瀬市中清戸3-235
支出負担行為担当官
東京管区気象台長 ○○○○

(受注者)

仕 様 書

1. 件 名

勝浦特別地域気象観測所で使用する電気（低圧）

2. 概 要

（1）需要場所

勝浦特別地域気象観測所 千葉県勝浦市墨名708-1

（2）業種および用途

官公署

3. 契約期間

令和3年4月1日 00:00 ～ 令和4年3月31日 24:00

4. 仕 様

別紙のとおりとする。

なお、契約電力および最大需要電力の単位は、従量電灯は1kVA、低圧電力は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

5. 電力量等の検針

別紙のとおりとする。

なお、電力量計の仕様は計量法等に基づき変更する場合がある。

6. 需給地点

電線路又は引込線と勝浦特別地域気象観測所の電気設備との接続点。

7. 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

8. 保安上の財産分界点

需給地点に同じ。

9. その他

- (1) 「契約電力」とは契約上使用できる電気の最大電力をいう。
- (2) 停電にかかる割引については、別途落札者と協議により決定する。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- (4) 料金その他の計算における合計金額は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。
- (5) 燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進付加金については、料金に加算又は減算する。入札金額の算定にあたっては、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進付加金等は考慮しないこと。
- (6) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負加設備は特にない。
- (7) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当台職員の指示によるものとする。

| | 勝浦特別地域気象観測所 |
|------------|----------------------|
| 仕様 | |
| 供給電気方式 | 交流単相3線式/交流3相3線式 |
| 供給電圧(標準電圧) | 100ボルト/200ボルト |
| 計量電圧(標準電圧) | 100ボルト/200ボルト |
| 標準周波数 | 50ヘルツ |
| 受変電設備容量 | 33kW |
| 供給方法 | 1回線受電方式 |
| 契約電力 | 従量電灯23kVA/低圧電力10kW |
| 予定使用電力量 | 41, 139kWh/8, 068kWh |
| 予定力率 | 90% |
| | |
| 検針等 | |
| 自動検針装置 | 有 |
| 電力会社の検針方法 | 自動検針 |
| | |
| | |
| 非常用発電機の容量 | 30kVA |
| | |
| その他 | |

勝浦特別地域気象観測所 月別電力使用計画 (従量電灯)

契約電灯 23 kVA

| 年 月 | 予定使用電力量 単位 (kWh) |
|----------|---------------------|
| 令和3年 4月 | 3,455 |
| 令和3年 5月 | 3,501 |
| 令和3年 6月 | 3,245 |
| 令和3年 7月 | 3,229 |
| 令和3年 8月 | 3,295 |
| 令和3年 9月 | 3,610 |
| 令和3年 10月 | 3,492 |
| 令和3年 11月 | 3,804 |
| 令和3年 12月 | 3,359 |
| 令和4年 1月 | 3,565 |
| 令和4年 2月 | 3,353 |
| 令和4年 3月 | 3,231 |
| 合 計 | 41,139 |
| 備 考 | |

勝浦特別地域気象観測所 月別電力使用計画（低圧電力）

契約電力 10kW

| 年 月 | 予定使用電力量 単位（kWh） | | |
|----------|-----------------|-------|-------|
| | その他季 | 夏季 | 合計 |
| 令和3年 4月 | 497 | 0 | 497 |
| 令和3年 5月 | 276 | 0 | 276 |
| 令和3年 6月 | 425 | 0 | 425 |
| 令和3年 7月 | 0 | 647 | 647 |
| 令和3年 8月 | 0 | 878 | 878 |
| 令和3年 9月 | 0 | 1,609 | 1,609 |
| 令和3年 10月 | 847 | 0 | 847 |
| 令和3年 11月 | 288 | 0 | 288 |
| 令和3年 12月 | 488 | 0 | 488 |
| 令和4年 1月 | 707 | 0 | 707 |
| 令和4年 2月 | 796 | 0 | 796 |
| 令和4年 3月 | 610 | 0 | 610 |
| 合 計 | 4,934 | 3,134 | 8,068 |
| 備 考 | | | |

- 注 -

- (1) 夏季：7月1日から9月30日までの期間をいう。
- (2) その他季：夏季以外の期間をいう。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。